

《編集・発行》
上尾市補導委員連絡協議会
上尾市少年愛護センター
上尾市上町2-14-19
TEL. 048-775-1444
FAX. 048-776-2117
編集責任者 今川 修一

くぬぎ

「くぬぎ」の愛称は雑木林のクヌギやコナラのように『青少年がたくましく成長してほしい』と願って名付けられたものです。

非行防止キャンペーン

7月5日(水)

JR上尾駅ペDESTロリアンデッキ付近で毎年7月の「青少年を非行から守る全国強調月間」、11月の「子ども・若者育成支援月間」に合わせ、各地区の補導委員と少年愛護センター職員で、青少年の非行防止に関する啓発品を配布いたしました。

お忙しい中でも市民の皆さんは、快く受け取っていただきました。



7月1日(土)~31日(月)

イオンモール上尾の1階ウェストコート・エスカレーター横にあるデジタルサイネージ(電子掲示板)に、非行防止キャンペーンの案内を行いました。



上尾市補導委員連絡協議会定期総会

上尾市少年補導委員 連絡協議会定期総会



令和5年5月10日(水)午後2時より上尾市文化センター小ホールに於いて、坂本副市長、野崎子ども未来部次長を来賓に迎え、定期総会を開催いたしました。

今川会長より、「コミュニティサイトに起因する特殊犯罪に加担する

少年も増加傾向にあり、非行・被害防止の両面において予断を許さない状況です。地域・学校との連携を深め、非行防止活動に取り組んでまいります。」と挨拶がありました。

総会終了後、埼玉県警察本部交通総務課の馬場しのぶ氏を講師に迎え、今年4月より施行された自転車に関する道路交通法について「自転車の法令改正と安全運転」と題した研修会を行いました。

自転車の新しいルールにつきまして、3ページのQRコードを読みとってご覧ください。

上尾市の補導活動について

市民の皆さまにおかれましては、日頃より上尾市の青少年行政にご理解ご協力賜り厚くお礼を申し上げます。上尾市の補導委員制度は、昭和40年代にはじまり青少年の健やかな成長を願う活動が続いています。「みんなでかけよう 愛のひと声」の合言葉のもと雨の日も風の日も暑い日も寒い日も一年を通して、声かけ(補導)を行っております。

昨今、青少年をとりまく社会環境は大きく変わりました。顔の見えづらい社会ともいえる現代、上尾市の青少年の皆さんが犯罪の「加害者にも、被害者にも」ならないよう願わずにはいられません。補導委員の皆さまの「愛のひと声」の活動がますます重要になってくると考えております。また、市民の皆さまにおかれましては、ご家族でのお子様との会話、地域での青少年との語り合い、大人みんなで「愛のひと声」をお願い申し上げます。

《少年愛護センター》

11月17日(金)

官民合同 夜間一斉街頭補導活動

11月17日(金)、官民合同夜間一斉街頭補導活動が実施されました。埼玉県、県警察本部、県警少年非行防止学生ボランティア(通称ピアーズ)、上尾警察署、上尾市教育委員会、中学校教職員、少年補導委員から約50名が参加しました。概要説明の後、6班に分かれ、4班が徒歩でJR上尾駅周辺を、2班がパトロールカーを利用して上尾市全域を巡回しました。

編集後記

本年は、大変に暑い中での活動となりました。この冬はコロナだけでなくインフルエンザが流行していますので、体調に気を付けて、子ども達の安全を見守っていきましょう。





みんなでかけよう

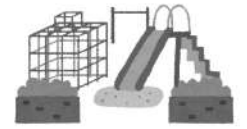


「愛のひと声」

こんにちは、私たちは上尾市の補導委員です

〈こんな声かけをしています〉
「少しお話をきかせてもらえるかな？」

公園では



- ①「何時ごろまで遊んでいるの？」
- ②「変な人を見かけることはないかな？ 声をかけられたりしていないかな？」
- ③「何か困っていることはないかな？」
- ④「遅くならないように気をつけて帰ってね。」



ゲームセンター、書店・雑貨店など

商業施設では

- ①「1人で来ているの？ だれか大人の人と一緒に来ているの？」
- ②「何年生ですか？ 遅くならないようにね」
- ③「何か困っていることはないかな？」
- ④「お金使いすぎないようにね」

道路上では 自転車、スケートボード、キックボードなど

- ①「自転車は並んで走らないでね。」
- ②「斜め横断はしないでね。」
- ③「2人乗りはダメだよ。」
- ④「片手運転は危ないよ。」
- ⑤「スケートボード・キックボードは道路ではのらないでね。」



自転車の新しいルールをご存知ですか
新しい自転車利用の交通ルールはこちらです



(政府公報オンライン)

《参考》

- ① ゲームセンターの深夜入場等について、青少年の深夜入場が禁止されています。業者には、次の取り組みが義務付けられ、違反した場合には罰則があります。
 - 18歳未満の者を深夜にゲームセンターへ立ち入らせることの禁止
 - 16歳未満 …… 午後6時～翌日午前6時(午後8時まで保護者同伴であれば可)
 - 16歳以上18歳未満 …… 午後10時～翌日午前6時
 - 罰則 一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又は併科
 - 18歳未満の者の深夜(上記の時間帯)入店を禁止する表示義務
- ② カラオケボックスの規制について、ゲームセンターと同様に業者の義務と罰則があります。
 - ・青少年(18歳未満)を深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に入場させることの禁止
 - 罰則 30万円以下の罰金
 - ・青少年の深夜入店を禁止する表示義務 →罰則 10万円以下の罰金
- ③ 青少年の深夜外出の制限
 - ・保護者は青少年を深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に外出させないように努める。

【埼玉県青少年健全育成条例より】

■各地区補導委員の活動感想

- 公園には子ども達が多くいました。声かけすると子ども達が元気に対応してくれて、気持ちのいいパトロールでした。これから暑くなるので、体調に気を付けて活動したいです。
- 今日から夏休みということもあり、公園にたくさん子ども達が遊んでいました。不審者情報も伝えながら、楽しい夏休みを過ごせるように声かけしました。
- 公園にて、自転車用ヘルメットを紛失したという小学3年生2名がいたので、ヘルメットを一緒に探して、児童に寄り添った補導活動に努めました。
- 市民から「こどもの城公園の西側道路」でスケートボードをする人のマナーに関する情報をもとに、道路でスケートボードをしていた高校生に車道で遊ぶことは禁止行為であると伝えました。
- ゲームセンターにて、リュックサックを背中側にしていたり、足元にバッグを置いたままゲームに熱中している子や、公園でベンチにリュックサックを置いたままにしてあった子ども達に防犯上の声かけをしました。